

企業会計基準適用指針公開草案第 28 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」（以下、適用指針案とする）についてのコメント

1. いわゆるベンチャーキャピタル条項の適用除外要件について（適用指針案第 16 項(4) 括弧内但書）

（要望）

- ◆ 適用指針案第 16 項(4)においては、いわゆるベンチャーキャピタル条項適用にあたっての 4 つの要件が記載されており、その前提条件として「他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く」ものとされていますが、「他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する」ことが投資企業の最終的な営業目的であるキャピタルゲイン獲得の手段である場合の取扱いを明示していただきたい。

（理由）

- ◆ 投資企業が、過半数を超える議決権を所有するマジョリティ投資を行う場合には、株主総会の決議をコントロールできることから、こうしたケースは「株主総会その他これに準ずる機関を支配している」状況であると解釈することも可能であります。一方で、議決権の行使を通して株主総会の決議をコントロールすることが、投資企業の営業目的であるキャピタルゲイン獲得の手段である場合も多いかと思われまます。
- ◆ 適用指針案第 38 項(2)には、「ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有している場合には、支配していることに該当する要件を満たすこともあるが、その場合であっても、当該株式所有そのものが営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取扱うことができる」とあります。このことから、「他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図」が「営業の目的を達成するためであり、傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたとき」には、子会社に該当しないものとして取扱うことができるとの解釈も成り立つものとも考えられますが、ベンチャーキャピタル条項と第 16 項(4)括弧内但書の除外規定との優先順位が適用指針案において明示されていないため、「（ただし、投資育成や事業再生、債権の円滑な回収以外の目的のために、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。）」とするなどにより、当該取扱いの明示をお願いするものであります。
- ◆ なお、関連会社の範囲の決定に関する取扱い（適用指針案第 24 項）についても、同様であるため、あわせてご検討いただければと考えます。

2. 企業集団が多層構造にある場合等における「実質的な営業活動を行っているかどうか」の判断について（適用指針案第 42 項及び第 40 項）

（要望）

- ◆ 適用指針案第 42 項においては、「最初の投資先である他の会社等の事業の種類が、投資企業や金融機関が行う事業の種類と同じ又は類するものである場合には、第 16 項(4) を満たしておらず、営業取引としてではなく自己と一体になった運営がなされる可能性が高いため、当該他の会社等を支配していないとは言えず子会社となる」とされていますが、この場合における適用指針案第 40 項の「実質的な営業活動を行っているかどうか」の判断方法について明示していただきたい。

（理由）

- ◆ 適用指針案第 16 項(4)の要件を満たす投資を行っている投資企業が、投資ストラクチャーの柔軟性を確保することを目的として、投資案件ごとに特定の受け皿会社（以下 SPC とする）を経由して他の会社等に投資を行うことがあります。この場合、当該 SPC は適用指針案第 40 項に記載されているような実質的な営業活動を行っているかどうかの判断要件を満たさない可能性があります。一方、適用指針案第 42 項に基づいて、SPC の事業の種類は、投資企業が行う事業の種類と同じ又は類するものであり、営業取引としてではなく自己と一体になった運営がなされる可能性が高いことから、投資企業が SPC を支配しているとして子会社とされると理解しております。
- ◆ 上記のようなケースにおいては、実質的な営業活動の主体を SPC 単独で判断するのか、投資企業と SPC を一体として判断するのにかにより、適用指針案第 16 項(4) なお書の要件の充足の有無が異なる可能性があります。
- ◆ 適用指針案第 42 項において、一体運営がなされる可能性が高いために最初の投資先である他の会社を子会社とした場合においては適用指針案第 40 項の実質的な営業活動を行っているかどうかの判断は、投資企業と子会社であるとされた最初の投資先である他の会社を一体として判断する旨が明記されれば、適用指針案第 16 項(4)の要件を満たす投資企業が直接投資をしている場合と、投資ストラクチャーの柔軟性を確保することを目的として SPC 経由で投資を行っている場合とで、実質的には投資企業による投資という点で経済実態は同一であるにもかかわらず、会計処理が相違する事態が回避されるものと考えられます。

3. 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に含めない子会社について（適用指針案第 19 項）

（要望）

- ◆ 適用指針案第 19 項において、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合として「当該子会社がある匿名組合事業の営業者となり当該匿名組合の事業を含む子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどない場合」があげられています。一方、実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」Q 1 に対する回答 3 に付されている注記 5 には、「匿名組合に関して、営業者が匿名組合員の緊密な者と認められ、かつ、匿名組合員が当該匿名組合を支配している一定の事実が認められる場合には、匿名組合事業が営業者の個別財務諸表に反映されているが、匿名組合は当該匿名組合員の子会社に該当し連結の範囲に含まれることとなる」とあります。

「匿名組合事業の損益の一部が親会社もしくは子会社に帰属しており（または親会社と子会社間での取引が行われており）」かつ、「当該匿名組合に関して、営業者が匿名組合員の緊密な者と認められ、かつ、匿名組合員が当該匿名組合を支配している一定の事実が認められる」場合の取扱いについて、明示していただきたい。

（理由）

- ◆ ある会社の子会社に該当する会社が匿名組合契約の営業者である場合に、当該子会社の親会社もしくは当該子会社以外の子会社等が、当該子会社から匿名組合事業に関わる管理報酬等を収受することにより、「当該匿名組合の事業を含む子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属」していない事例があります。このケースでは、当該子会社はその親会社の連結対象となる可能性があります。一方、当該子会社は当該匿名組合の営業者としての事業しか行っておらず、かつ、当該匿名組合事業の匿名組合員が実質的に単独である事例（もしくは単一の匿名組合員が当該匿名組合事業に関わる出資のほとんどすべてを行っている事例）については、「営業者が匿名組合員の緊密な者と認められ、かつ、匿名組合員が当該匿名組合を支配している一定の事実が認められる場合」に該当することもありえるものと認識しております。このケースでは、当該子会社は匿名組合員の連結対象となる可能性があります。

この 2 つのケースは、1 つの案件で同時に起こりうることもありうるため、その場合には、どのようなプロセスで判断を行っていくべきかについて、指針を示していただきたいと考えております。